

1 屋 外 広 告 物 法
屋 外 広 告 物 条 例
屋外広告物条例施行規則
告 示

(屋外広告物条例に基づく禁止地域等の指定)

屋外広告物法 (昭和24年6月3日法律第189号)

- 改正 昭和25年 5月30日法律第214号
- 昭和27年 4月 5日法律第 71号
- 昭和29年 5月29日法律第131号
- 昭和31年 6月12日法律第148号
- 昭和37年 9月15日法律第161号
- 昭和38年 5月24日法律第 92号
- 昭和39年 7月11日法律第169号
- 昭和43年 6月15日法律第101号
- 昭和45年 6月 1日法律第109号
- 昭和48年 9月17日法律第 81号
- 昭和50年 7月 1日法律第 49号
- 平成 4年 6月26日法律第 82号
- 平成 6年 6月29日法律第 49号
- 平成11年 7月16日法律第 87号
- 平成16年 5月28日法律第 61号
- 平成16年 6月18日法律第111号
- 平成17年 7月15日法律第 83号
- 平成17年 7月26日法律第 87号
- 平成20年 5月23日法律第 40号
- 平成23年 6月 3日法律第 61号
- 平成29年 5月12日法律第 26号
- 平成30年 5月30日法律第 33号
- 令和 2年 6月10日法律第 43号

目次

- 第1章 総則 (第1条・第2条)
- 第2章 広告物等の制限 (第3条～第6条)
- 第3章 監督 (第7条・第8条)
- 第4章 屋外広告業
 - 第1節 屋外広告業の登録等 (第9条～第11条)
 - 第2節 登録試験機関 (第12条～第25条)
- 第5章 雑則 (第26条～第29条)
- 第6章 罰則 (第30条～第34条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するた

屋外広告物条例 (昭和49年3月30日宮城県条例第16号)

- 改正 昭和50年12月25日条例第 49号
- 昭和51年 3月27日条例第 37号
- 昭和56年 7月18日条例第 16号
- 昭和58年 3月22日条例第 5号
- 昭和60年 7月10日条例第 14号
- 昭和62年 3月25日条例第 6号
- 平成 4年 3月27日条例第 8号
- 平成 5年 3月30日条例第 13号
- 平成 8年 3月28日条例第 11号
- 平成11年 3月12日条例第 11号
- 平成16年10月20日条例第 67号
- 平成17年 3月25日条例第 15号
- 平成17年 3月25日条例第 86号
- 平成17年 3月25日条例第 87号
- 平成20年 3月25日条例第 31号
- 平成23年12月28日条例第123号
- 平成24年 3月23日条例第 49号
- 平成29年10月 6日条例第 53号
- 平成29年10月 6日条例第 53号
- 令和 6年 3月20日条例第 9号
- 令和 6年 7月 8日条例第 54号

(目的)

第1条 この条例は、屋外広告物(以下「広告物」という。)及び広告物を掲出する物件(以下「掲出物件」

屋外広告物条例施行規則

(昭和 49 年 4 月 20 日
宮城県規則第 44 号)

- 改正 昭和 51 年 10 月 26 日規則第 89 号
- 昭和 52 年 11 月 15 日規則第 73 号
- 昭和 60 年 10 月 1 日規則第 51 号
- 平成 5 年 9 月 16 日規則第 66 号
- 平成 7 年 10 月 11 日規則第 85 号
- 平成 8 年 3 月 29 日規則第 30 号
- 平成 15 年 1 月 24 日規則第 2 号
- 平成 16 年 12 月 17 日規則第 121 号
- 平成 17 年 3 月 25 日規則第 72 号
- 平成 20 年 11 月 21 日規則第 100 号
- 平成 21 年 10 月 2 日規則第 79 号
- 平成 24 年 3 月 30 日規則第 43 号
- 平成 27 年 3 月 31 日規則第 59 号
- 平成 27 年 10 月 5 日規則第 95 号
- 平成 27 年 12 月 28 日規則第 140 号
- 平成 30 年 3 月 30 日規則第 74 号
- 令和 3 年 2 月 2 日規則第 3 号
- 令和 6 年 8 月 2 日規則第 92 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、屋外広告物条例（昭和 49 年宮城県条例第 16 号。以下「条例」という。）の施行に関

屋外広告物条例に基づく禁止地域等の指定

(平成 5 年 9 月 28 日
宮城県告示第 1045 号)

- 改正 平成 6 年 12 月 26 日告示第 1341 号
- 平成 7 年 12 月 12 日告示第 1292 号
- 平成 9 年 3 月 27 日告示第 406 号
- 平成 10 年 3 月 20 日告示第 320 号
- 平成 13 年 7 月 31 日告示第 806 号
- 平成 14 年 5 月 17 日告示第 544 号
- 平成 15 年 1 月 24 日告示第 63 号
- 平成 15 年 12 月 12 日告示第 1141 号
- 平成 19 年 3 月 13 日告示第 253 号
- 平成 19 年 6 月 08 日告示第 625 号
- 平成 21 年 3 月 13 日告示第 195 号
- 平成 22 年 1 月 29 日告示第 83 号
- 平成 22 年 3 月 12 日告示第 194 号
- 平成 22 年 3 月 12 日告示第 195 号
- 平成 22 年 12 月 14 日告示第 1133 号
- 平成 23 年 7 月 15 日告示第 533 号
- 平成 23 年 11 月 22 日告示第 840 号
- 平成 27 年 3 月 31 日告示第 393 号

屋外広告物条例（昭和 49 年宮城県条例第 16 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号、第 3 号、第 8 号及び第 9 号の規定により屋外広告物（以下「広告物」という。）

法 律

めに、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について、必要な規制の基準を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

2 この法律において「屋外広告業」とは、屋外広告物(以下「広告物」という。)の表示又は広告物を掲出する物件(以下「掲出物件」という。)の設置を行う営業をいう。

第 2 章 広告物等の制限

(広告物の表示等の禁止)

第 3 条 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる地域又は場所について、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。

- (1) 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 2 章の規定により定められた第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、田園住居地域、景観地区、風致地区又は伝統的建造物群保存地区
- (2) 文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 27 条又は第 78 条第 1 項の規定により指定された建造物の周囲で、当該都道府県が定める範囲内にある地域、同法第 109 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 110 条第 1 項の規定により指定され、又は仮指定された地域及び同法第 143 条第 2 項に規定する条例の規定により市町村が定める地域
- (3) 森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 25 条第 1 項第 11 号に掲げる目的を達成するため保安林として指定された森林のある地域
- (4) 道路、鉄道、軌道、索道又はこれらに接続する地域で、良好な景観又は風致を維持するために必要があるものとして当該都道府県が指定するもの
- (5) 公園、緑地、古墳又は墓地

条 例

という。)並びに屋外広告業について、屋外広告物法(昭和 24 年法律第 189 号。以下「法」という。)の規定に基づく規制に関する事項及び地域の景観と調和させるために必要な事項を定めることにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

(市町村等との連携)

第 1 条の 2 県は、市町村及び住民と連携を図りながら、広告物及び掲出物件に関する施策を実施するものとする。

(禁止地域等)

第 2 条 次に掲げる地域又は場所においては、広告物又は掲出物件(以下「広告物等」という。)を表示し、又は設置してはならない。

- (1) 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 2 章の規定により定められた景観地区、風致地区、特別緑地保全地区及び伝統的建造物群保存地区(知事が指定する区域を除く。)
- (2) 文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 27 条又は第 78 条第 1 項の規定により指定された建造物及びその周囲で知事が指定する地域並びに同法第 109 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 110 条第 1 項の規定により指定され、又は仮指定された地域及び同法第 143 条第 2 項の規定により市町村の条例で定められた地域(知事が指定する区域を除く。)
- (3) 文化財保護条例(昭和 50 年宮城県条例第 49 号)第 3 条第 1 項又は第 22 条第 1 項の規定により指定された建造物及びその周囲で知事が指定する地域並びに同条例第 32 条第 1 項の規定により指定された地域(知事が指定する区域を除く。)
- (4) 森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 25 条第 1 項の規定により指定された保安林で同項第 11 号の目的を有するものの地域(知事が指定する区域を除く。)
- (5) 自然環境保全法(昭和 47 年法律第 85 号)第 14

規 則

し必要な事項を定めるものとする。

(禁止地域及び許可地域の区分)

第1条の2 条例第2条に規定する地域又は場所(以下「禁止地域」という。)及び条例第4条に規定する地域(以下「許可地域」という。)は、次の表に掲げる地域に区分するものとする。

| 区分 | 該当地域等 |
|------|--|
| 禁止地域 | 第1種禁止地域 条例第2条第1号から第8号まで及び第10号から第14号までに規定する地域又は場所 |
| | 第2種禁止地域 条例第2条第9号に規定する地域のうち第1種禁止地域以外の区域 |
| 許可地域 | 第1種許可地域 許可地域のうち次に掲げる区域 1 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する用途地域(以下「用途地域」という。)のうち第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域又は田園住居地域に定められている区域 2 用途地域が定められていない区域で、かつ、都市計画法第12条の4の地区計画等(以下「地区計画等」という。)が定められている区域のうち同法第12条の5第2項第1号に規定する地区整備計画における建築物の用途の制限により建築基準法別表第2(に)項第8号に掲げる建築物を建築 |

告 示

又は広告物を掲出する物件(以下「掲出物件」という。)を表示し、又は設置してはならない地域(以下「禁止地域」という。)、同条第2号の規定により禁止地域から除く地域、条例第4条第2号及び第3号の規定により広告物又は掲出物件を表示し、又は設置しようとするとき知事の許可を受けなければならない地域(以下「許可地域」という。)及び条例第5条第2項第9号及び第10号の規定により公共的団体を次のとおり指定し、平成5年10月1日から施行する。

なお、昭和49年宮城県告示第527号(屋外広告物条例に基づく禁止地域等の指定)は、廃止する。

1 禁止地域

(1) 条例第2条第2号及び第3号の規定により指定する地域

イ 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条の規定により指定された建造物から50m以内の地域

ロ 文化財保護条例(昭和50年宮城県条例第49号)第3条第1項の規定により指定された建造物から50m以内の地域

(2) 条例第2条第8号及び第9号の規定により指定する区間及び区域

次の表の上欄に掲げる道路又は鉄道の当該下欄に掲げる区間又は区域(仙台市の区間又は区域を除く。)

| 道路・鉄道 | 指定する区間又は区域 | |
|--|---------------------------------------|--|
| | 区間 | 展望することができる地域 |
| 高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第4条第1項に規定する高速自動車国道及び道路法(昭和27年法律第180号)第48条の2第1項又は第2項の規定に | 全線(未供用の区間並びにパーキングエリア及びサービスエリアの区域を除く。) | 本線の路肩から500m以内の区域で、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する用途地域又は同法第12条の4に規定する地区計画等が定められている区域を除く区域 |

法 律

(6) 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県が特に指定する地域又は場所

2 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる物件に広告物を表示し、又は掲出物件を設置することを禁止することができる。

- (1) 橋りょう
- (2) 街路樹及び路傍樹
- (3) 銅像及び記念碑
- (4) 景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 19 条第 1 項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第 28 条第 1 項の規定により指定された景観重要樹木
- (5) 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県が特に指定する物件

3 都道府県は、条例で定めるところにより、公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。

条 例

条第 1 項又は第 22 条第 1 項の規定により指定された地域（知事が指定する区域を除く。）

- (6) 自然環境保全条例(昭和 47 年宮城県条例第 25 号) 第 12 条第 1 項又は第 23 条第 1 項の規定により指定された地域（知事が指定する区域を除く。）
- (7) 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条第 1 項に規定する都市公園の区域
- (8) 道路、鉄道、軌道及び索道（以下「道路等」という。）で、知事が指定する区間
- (9) 道路等から展望することができる地域で、知事が指定する区域
- (10) 河川、湖沼、溪谷、海浜、高原及び山岳並びにこれらの付近の地域で、知事が指定する区域
- (11) 港湾、空港及び駅前広場並びにこれらの付近の地域で、知事が指定する区域
- (12) 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館、変電所、公衆便所その他知事が指定する公共施設の敷地
- (13) 古墳、墓地、火葬場及び葬祭場
- (14) 社寺、仏堂及び教会の境域
(禁止物件)

第 3 条 次に掲げる物件に広告物等を表示し、又は設置してはならない。ただし、第 10 号に掲げる物件に、規則で定める広告物等を表示し、又は設置するときには、この限りでない。

- (1) 橋、トンネル、高架構造物及び分離帯
- (2) 道路等の擁壁
- (3) 街路樹及び路傍樹
- (4) 信号機、道路標識、歩道さく、駒止め及び里程標こま
- (5) 消火栓、火災報知機及び火の見やぐら
- (6) 郵便ポスト及び電話ボックス
- (7) 送電塔、路上変電塔及び送受信塔
- (8) 煙突及びガスタンク、水道タンクその他のタンク
- (9) 銅像、神仏像及び記念碑
- (10) 電力柱、電信電話柱、街路灯柱及び軌道柱
- (11) 景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 19 条第 1 項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第 28 条第 1 項の規定により指定された景観重要樹木
- (12) 前各号に掲げるもののほか、特に良好な景観の形成若しくは風致の維持又は危害防止のため、知事が指定する物件

規 則

| | |
|---------|--|
| | してはならない区域 |
| 第2種許可地域 | 許可地域のうち第1種許可地域及び第3種許可地域以外の区域 |
| 第3種許可地域 | 第1種許可地域以外の許可地域のうち用途地域又は地区計画等が定められている区域 |

(経過措置)

第1条の3 禁止地域又は許可地域において前条の表に掲げる区分に変更があつた際に当該地域に適法に表示され、又は設置されている屋外広告物(以下「広告物」という。)又は広告物を掲出する物件(以下「掲出物件」という。)についての第4条及び第8条の基準の適用については、なお従前の例による。ただし、当該広告物又は掲出物件を変更し、又は改造するときは、この限りでない。

(電力柱等に表示できる広告物等)

第2条 条例第3条ただし書に規定する規則で定める広告物等は、金属その他これに類する堅ろうな材質によるもので、その形状が巻型又はそで型のものとする。

告 示

| | | |
|---|---------------------------------------|---|
| 基づき指定された自動車専用道路(以下「高速道路等」という。) | | |
| 県道築館登米線(みやぎ県北高速幹線道路) | 全線(未供用の区間を除く。) | 同 |
| 県道牡鹿半島公園線 | 全線 | 路肩から100m以内の区域 |
| 東北新幹線 仙台空港線 | 全線 同 | 施工基面から500m以内の区域で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域又は同法第12条の4に規定する地区計画等が定められている区域を除く区域 |
| 東北本線 常磐線 仙石線 陸羽東線 石巻線 阿武隈急行線 大船渡線 気仙沼線 | 全線 同 同 同 同 同 同 同 | |

2 禁止地域から除く区域

条例第2条第2号の規定により指定する区域

特別名勝松島のうち都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域に定められている区域及び同法第12条の4に規定する地区計画等が定められている区域

法 律

(広告物の表示等の制限)

第 4 条 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置（前条の規定に基づく条例によりその表示又は設置が禁止されているものを除く。）について、都道府県知事の許可を受けなければならないとすることその他必要な制限をすることができる。

(広告物の表示の方法等の基準)

第 5 条 前条に規定するもののほか、都道府県は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、条例で、広告物（第 3 条の規定に基づく条例によりその表示が禁止されているものを除く。）の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法の基準若しくは掲出物件（同条の規定に基づく条例によりその設置が禁止されているものを除く。）の形状その他設置の方法の基準又はこれらの維持の方法の基準を定めることができる。

(景観計画との関係)

第 6 条 景観法第 8 条第 1 項の景観計画に広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限に関する事項が定められた場合においては、当該景観計画を策定した景観行政団体（同法第 7 条第 1 項の景観行政団体をいう。以下同じ。）の前 3 条の規定に基づく条例は、当該景観計画に即して定めるものとする。

条 例

(許可地域)

第 4 条 次に掲げる地域（第 2 条に掲げる地域及び場所を除く。）において、広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

- (1) 第 2 条第 2 号から第 6 号までに規定する知事が指定する区域
- (2) 道路等で、知事が指定する区間
- (3) 道路等から展望することができる地域で、知事が指定する区域
- (4) 河川、湖沼、溪谷、海浜、高原及び山岳並びにこれらの付近の地域で、知事が指定する区域
- (5) 港湾、空港及び駅前広場並びにこれらの付近の地域で、知事が指定する区域
- (6) 観光地及び保養地並びにこれらの付近の地域で、知事が指定する区域
- (7) 都市計画法第 5 条第 1 項の規定により都市計画区域に指定された地域

(適用除外)

第 5 条 次に掲げる広告物等については、前 3 条の規定は、適用しない。

- (1) 法令の規定により表示し、又は設置する広告物等
- (2) 国又は地方公共団体が公共的目的のために表示し、又は設置する広告物等

(許可の申請)

第3条 条例第4条、第5条第3項又は第5条の2の規定により許可を受けようとする者は、屋外広告物表示(設置)許可申請書(様式第1号)を広告物又は掲出物件(以下「広告物等」という。)を表示し、又は設置する場所を所管する土木事務所に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、広告物等の種類が、簡易広告物(広告幕を除く。)又は移動広告物であるときは、この限りでない。

- (1) 広告物等を表示し、又は設置する場所の見取図
- (2) 構造及び設置の方法を示す図面及び仕様書
- (3) 他人が所有し、又は管理する土地又は建築物等に表示し、又は設置する場合は、当該土地又は建築物等の使用の承諾を証する書面の写し
- (4) 他の法令の規定により許可を要する場合は、当該許可を受けていることを証する書面の写し
- (5) 次に掲げる広告物等を表示し、又は設置する場合は、第9条の3第6項(第9条の4第4項において準用する場合を含む。)の規定による報告書(電柱類広告以外の広告物等にあつては、申請前3月以内に行つた点検(条例第12条の3第1項の点検(以下「標準点検」という。)又は同条第2項本文の目視による点検(以下「目視点検」という。)をいう。以下同じ。)に係るものに限る。)

イ 新たに許可を要することとなつた既設の広告物等

ロ 建築物等を利用する広告物等

3 第1項の場合において、2以上の土木事務所の所管区域にわたり表示し、又は設置する2以上の簡易広告物(表示する内容及び大きさが同一であるものに限る。)に係る許可の申請は、同項の規定にかかわらず、当該広告物を表示し、又は設置する場所を所管する1の土木事務所に1の申請書を提出することにより行うことができる。

(適用除外の広告物等の基準等)

第4条 条例第5条第1項第4号、第2項第1号、第2号、第5号及び第8号から第10号まで並びに第5項に規定する規則で定める基準は、別表第1に掲げるとおりとする。

2 条例第5条第1項第4号に規定する規則で定めるも

3 許可地域

条例第4条第2号及び第3号の規定により指定する区間及び区域

次の表の上欄に掲げる道路又は鉄道の当該下欄に掲げる区間又は区域(仙台市の区間又は区域を除く。)

| 道路・鉄道 | 指定する区間又は区域 | |
|---|----------------------|-----------------|
| | 区 間 | 展望することができる地域 |
| 高速道路等 | パーキングエリア及びサービスエリアの区域 | |
| 一般国道(高速道路等を除く。) | 全線 | 路肩から500m以内の区域 |
| 県道(主要地方道)(高速道路等及び県道築館登米線(みやぎ県北高速幹線道路)を除く。) | 全線 | 同 |
| 東北本線 常磐線 仙石線 陸羽東線 石巻線 阿武隈急行線 大船渡線 気仙沼線 | | 施工基面から500m以内の区域 |

- (3) 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）に規定する選挙運動のために使用するポスター、立札等又はこれらを掲出する物件
 - (4) 公益上必要な施設又は物件で規則で定めるものに寄贈者名等を示すために表示する広告物又はこれを掲出する物件で、規則で定める基準に適合するもの
- 2 次に掲げる広告物等については、第 2 条及び前条の規定は、適用しない。
- (1) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を示すため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又はこれを掲出する物件（次項において「自家用広告物等」という。）で、規則で定める基準に適合するもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物又はこれを掲出する物件で、規則で定める基準に適合するもの
 - (3) 冠婚葬祭、祭礼等のため、一時的に表示する広告物又はこれを掲出する物件
 - (4) 講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示する広告物又はこれを掲出する物件
 - (5) 電車又は自動車に表示する広告物又はこれを掲出する物件で、規則で定める基準に適合するもの
 - (6) 使用の本拠の位置が他の都道府県の区域（指定都市（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市をいう。以下同じ。）及び中核市（同法 252 条の 22 第 1 項の中核市をいう。以下同じ。）の区域を除く。）、指定都市の区域又は中核市の区域に存する自動車に、当該他の都道府県、指定都市又は中核市の法に基づく条例の規定に従って表示する広告物又はこれを掲出する物件
 - (7) 人、動物、車両（電車及び自動車を除く。）、船舶等に表示する広告物又はこれを掲出する物件
 - (8) 公共的目的のために表示する道標、案内図板等又はこれらを掲出する物件で、規則で定める基準に適合するもの
 - (9) 公共的団体（知事が指定するものに限る。次号において同じ。）が公共的目的のために表示し、又は設置する広告物等で規則で定める基準に適合するもの

規 則

のは、次に掲げるものとする。

- (1) 都市公園内に設置される遊戯施設
- (2) ベンチ
- (3) くず入れ及び吸い殻入れ
- (4) 噴水
- (5) 花壇
- (6) 防犯灯柱及び街路灯柱
- (7) 前各号に定めるもののほか、知事が指定する施設又は物件

告 示

4 公共的団体

条例第5条第2項第9号及び第10号の規定により指定する公共的団体

町内会、自治会等町又は字の区域その他市町村の一

(10) 地方公共団体又は公共的団体が設置する掲示板に表示する広告物で規則で定める基準に適合するもの

3 次に掲げる広告物等については、知事の許可を受けて当該広告物等を表示し、又は設置する場合に限り、第2条の規定は、適用しない。

- (1) 前項第1号に掲げるもの以外の自家用広告物等
- (2) 前項第8号に掲げるもの以外の道標若しくは案内図板又はこれらを掲出する物件
- (3) 公益上必要な施設又は物件で知事が指定するものに表示し、又は設置する広告物等(前項第4号に掲げるものを除く。)であつて、当該広告物等に係る広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの

4 次に掲げる広告物等については、第3条の規定は適用しない。

- (1) 第3条第7号若しくは第8号に掲げる物件又は同条第11号に規定する景観重要建造物にその所有者又は管理者が自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を示すために表示する広告物又はこれを掲出する物件
- (2) 前号に掲げるもののほか、第3条に掲げる物件にその所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示する広告物又はこれを掲出する物件

5 次に掲げる広告物等で規則で定める基準に適合するものについては、前条の規定は、適用しない。

- (1) 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の届出をした政治団体が表示する広告物又はこれを掲出する物件
- (2) 政治又は学術に関する演説会、講演会等の開催のために表示する広告物又はこれを掲出する物件
- (3) 音楽会、演劇会等で慈善事業として行われるものの開催のために表示する広告物又はこれを掲出する物件
- (4) 前3号に掲げるもののほか、表示の期間が5日を超えない広告物又はこれを掲出する物件
(特例許可)

第5条の2 知事は、公益上特にやむを得ないと認めるときは、第2条又は第3条の規定にかかわらず、広告物等の表示又は設置を許可することができる。

(経過措置)

第6条 第2条若しくは第3条の規定により新たに広告

定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体

(堅ろうな広告物等)

第4条の2 条例第6条に規定する規則で定める堅ろう

物等の表示若しくは設置が禁止され、又は第4条の規定により新たに広告物等の表示若しくは設置について許可を要することとなつた際現に当該禁止されることとなつた地域若しくは場所若しくは物件又は当該許可を要することとなつた地域に適法に表示され、又は設置されている広告物等については、当該禁止され、又は許可を要することとなつた日から3年間（規則で定める堅ろうな広告物等にあつては、規則で定める期間）は、なお従前の例による。当該期間内にこの条例の規定による許可の申請があつた場合において当該期間が経過したときは、その申請に対する処分がある日までに限り、同様とする。

（禁止広告物）

第7条 次に掲げる広告物等を表示し、又は設置してはならない。

- (1) 著しく汚染し、退色し、又は塗料等のはく離したもの
- (2) 著しく破損し、又は老朽したもの
- (3) 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- (4) 信号機、道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるおそれのあるもの
- (5) 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

（許可の期間等）

第8条 知事は、第4条、第5条第3項又は第5条の2の規定による許可をする場合においては、許可の期間を定めるほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため、必要な条件を付することができる。

2 前項の許可の期間は、3年を超えることができない。

3 第1項の許可の期間の満了後引き続き当該許可の更新を受けようとする者は、当該許可の期間が満了する日の10日前までに、知事に申請しなければならない。

な広告物等は、鉄骨造りその他これに類する構造で、かつ、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 88 条第 1 項において準用する同法第 6 条第 1 項の規定による建築主事又は建築副主事の確認を受けたものとし、条例第 6 条に規定する規則で定める期間は、7 年間（当該広告物等の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）の規定による耐用年数をいう。）から、当該広告物等の表示又は設置に必要な工事を完了した日の翌日から当該指定の日までの年数（1 年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。）を控除した残余の年数が 7 年を超える場合にあっては、その残余の年数の間）とする。

（許可の期間）

第 4 条の 3 条例第 8 条第 1 項の許可の期間は、次に掲げる期間を超えないものとする。

(1) 簡易広告物

イ はり紙 1 月

ロ 広告幕 6 月

ハ ベニヤ板、金属板等に印刷等により広告物を直接表示する立看板 1 年

ニ ハ以外の立看板 6 月

(2) 固定広告物 3 年

(3) 移動広告物 1 年

(4) 特殊装置広告物

イ 照明広告物 3 年

ロ アドバルーン 1 月

（許可の更新の申請）

第 5 条 条例第 8 条第 3 項の規定により許可の更新を受けようとする者は、屋外広告物許可更新申請書（様式第 2 号）を提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げるものを添付しなければならない。ただし、許可の更新を受けようとする

(変更等の許可)

第9条 第4条又は第5条第3項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物等を変更し、又は改造しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更又は改造については、この限りでない。

2 知事は、前項の規定による許可をする場合においては、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため、必要な条件を付することができる。

(許可の基準)

第10条 第4条、第5条第3項又は第9条第1項の規

広告物等が、点検を行った広告物等又は面積が 1 平方メートル以内の広告物等(移動広告物を除く。)である場合にあつては第 1 号に掲げるもの、移動広告物である場合にあつては第 1 号及び第 2 号に掲げるものの添付を省略することができる。

(1) 当該広告物等の全景を申請前 1 月以内に撮影したカラー写真

(2) 第 9 条の 3 第 6 項(第 9 条の 4 第 4 項において準用する場合を含む。)の規定による報告書(電柱類広告以外の広告物等にあつては、申請前 3 月以内に行った点検に係るものに限る。)

(3) その他知事が必要と認めるもの

3 第 3 条第 1 項及び第 3 項の規定は、第 1 項の申請書の提出について準用する。

(変更等の許可の申請)

第 6 条 条例第 9 条第 1 項の規定により変更又は改造の許可を受けようとする者は、屋外広告物変更(改造)許可申請書(様式第 3 号)を提出しなければならない。

2 前項の場合において、当該広告物等の変更又は改造について、他の法令の規定により許可を要する場合は、当該の許可を受けていることを証する書面の写しを添付しなければならない。

3 第 3 条第 1 項及び第 3 項の規定は、第 1 項の申請書の提出について準用する。

(許可を要しない軽微な変更又は改造)

第 7 条 条例第 9 条第 1 項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更又は改造は、次に掲げるものとする。

(1) 既設の広告物等の表示内容、色彩、意匠、形状、大きさ又は構造に変更を加えない程度の塗料の塗り替え、補強又は修繕

(2) 掲示板その他これに類する掲出物件にはり紙を取り替えて表示する場合

(3) 広告幕を掲出する物件に広告幕を取り替えて表示する場合

(4) 劇場、映画館等の常設の興行場がその興行内容を表示する広告物を掲出する物件のうち当該興行場の敷地内に存するものに、当該興行内容を表示する広告物を取り替えて表示する場合(第 1 種禁止地域において許可を受けている場合を除く。)

(許可の基準)

第 8 条 条例第 10 条第 1 項に規定する許可の基準は、

定による許可の基準は、規則で定める。

- 2 知事は、広告物等が前項の規定による基準に適合しない場合においても、公益上特にやむを得ないと認めるときは、第4条、第5条第3項又は第9条第1項の規定による許可をすることができる。

(許可の表示)

- 第11条** この条例の規定による許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る広告物等に許可を受けた旨の表示をしておかなければならない。

(管理義務)

- 第12条** 広告物等を表示し、若しくは設置する者若しくはこれを管理する者又はこれを所有し、若しくは占有する者は、当該広告物等に関し、補修、除却その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。

(管理者設置義務)

- 第12条の2** この条例の規定による許可を受けて広告物等(規則で定めるものを除く。)を表示し、又は設置する者は、当該広告物等を管理する者を置かなければならない。

- 2 規則で定める広告物等にあつては、前項の広告物等を管理する者は、法第10条第2項第3号イに規定する者(以下「屋外広告士」という。)その他のこれと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者(次条において「屋外広告士等」という。)でなければならない。

別表第 2 に掲げるとおりとする。

(許可の表示)

第 9 条 条例第 11 条の規定による表示は、次に掲げる証票を、当該許可に係る広告物等の見やすい箇所にはり付けして行うものとする。ただし、広告物の種類がはり紙であるときは、屋外広告物許可済証印(様式第 4 号)を押印することをもって代えることができる。

(1) 条例第 4 条、第 5 条第 3 項、第 5 条の 2 及び第 8 条第 3 項の許可の証票(様式第 5 号)

(2) 条例第 9 条第 1 項の許可の証票(様式第 6 号)

2 前項の証票は、許可の際に交付する。

(管理者設置義務)

第 9 条の 2 条例第 12 条の 2 第 1 項に規定する規則で定める広告物等は、次に掲げるものとする。

(1) はり紙

(2) 広告幕

(3) 立看板

(4) 移動広告物

(5) アドバルーン

2 条例第 12 条の 2 第 2 項に規定する規則で定める広告物等は、次に掲げるものとする。

(1) 地上から広告物等の上端までの距離が 4 メートルを超える広告物等

(2) 地上から広告物等の上端までの距離が 4 メートル以内の広告物等で、かつ、条例第 8 条第 1 項の規定により定めた許可の期間が 1 年を超える広告物等

3 条例第 12 条の 2 第 2 項に規定する規則で定める者は、次の各号に掲げる広告物等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

(1) 電柱類広告 次に掲げる者

イ 屋外広告物法(昭和 24 年法律第 189 号)第 10 条第 2 項第 3 号イに規定する者(以下「屋外広告士」という。)

ロ 都道府県、指定都市(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の指定都市をいう。)又は中核市(同法第 252 条の 22 第 1 項の中

管 理 者 及 び 点 検 者 の 指 定

〔平成 30 年 3 月 30 日
宮城県告示第 382 号〕

屋外広告物条例施行規則(昭和 49 年宮城県規則第 44 号。以下「規則」という。)第 9 条の 2 第 3 項第 1 号へに規定する知事が指定する者(以下「管理者」という。)及び規則第 9 条の 3 第 5 項において準用する規則第 9 条の 2 第 3 項第 1 号へに規定する知事が指定する者(以下「点検者」という。)を次のとおり指定し、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(点検)

第 12 条の 3 広告物等を所有し、又は占有する者は、その所有し、又は占有する広告物等について、規則で定めるところにより、屋外広告士等に、当該広告物等の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検をさせなければならない。ただし、規則で定める広告物等については、この限りでない。

核市をいう。)の長が行う条例第 30 条第 1 項に規定する屋外広告物講習会(以下この条において「講習会」という。)の課程を修了した者

ハ 職業能力開発促進法(昭和 44 年法律第 64 号)による広告美術科に係る職業訓練指導員免許を受けた者、広告美術仕上げに係る技能検定(3級の技能検定を除く。)に合格した者又は広告美術科に係る職業訓練を修了した者

ニ 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 2 条第 2 項に規定する一級建築士又は同条第 3 項に規定する二級建築士で、かつ、講習会の課程を修了した者

ホ 電気工事士法(昭和 35 年法律第 139 号)第 3 条第 1 項に規定する第一種電気工事士又は同条第 2 項に規定する第二種電気工事士

ヘ その他知事が指定する者

(2) 電柱類広告以外の広告物等 前号イ、ハ、ニ又はヘに掲げる者

(標準点検)

第 9 条の 3 標準点検は、広告物等の表示又は設置後 3 年以内ごとに 1 回行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事由が生じたときは、標準点検を行わなければならない。

(1) 広告物等の変更又は改造(条例第 9 条第 1 項ただし書に規定する軽微な変更又は改造を除く。)

(2) 暴風、豪雨、豪雪、地震その他の異常な自然現象を原因とする広告物等による公衆に対する危害を加えるおそれの発生(条例第 12 条の 3 第 2 項ただし書の規定により目視点検では十分でないとき知事が認めたときに限る。)

(3) その他知事が必要と認める事由

3 前項の規定により標準点検を行った場合における第 1 項の規定の適用については、同項中「広告物等の表示又は設置後」とあるのは「次項の規定による直近の点検後」とする。

4 標準点検は、次に掲げる広告物等の箇所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める項目について行うものとする。ただし、当該広告物等に次に掲げる項目がない場合は、この限りでない。

(1) 基礎部及び上部構造部 次に掲げる項目

イ 基礎のクラック、支柱と根巻きの間の隙間、支柱のぐらつき等

1 管理者

一般社団法人日本屋外広告業団体連合会又は公益社団法人日本サイン協会が実施する屋外広告物点検技能講習を修了した者

2 点検者

一般社団法人日本屋外広告業団体連合会又は公益社団法人日本サイン協会が実施する屋外広告物点検技能講習を修了した者

3 知事は、公衆に対する危害を防止するため特に必要であると認める場合には、広告物等を所有し、又は占有する者に対し、前二項の点検の結果の提出を求めることができる。

- ロ 上部構造全体の傾斜、ぐらつき等
 - ハ 鉄骨のさびの発生及び塗装の老朽化等
- (2) 支持部 次に掲げる項目
- イ 鉄骨接合部(溶接部及びプレート)の腐食、変形、隙間等
 - ロ 鉄骨接合部(ボルト、ナット及びビス)のゆるみ、欠落等
- (3) 取付部 次に掲げる項目
- イ アンカーボルト及び取付部プレートの腐食、変形等
 - ロ 溶接部及びコーキングの劣化等
 - ハ 取付対象部(柱、壁及びスラブ)及び取付部周辺の異常等
- (4) 広告板 次に掲げる項目
- イ 表示面板、切り文字等の腐食、破損及び変形並びにビスの欠落等
 - ロ 側板及び表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損等
 - ハ 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり等
- (5) 照明装置 次に掲げる項目
- イ 照明装置の不点灯、不発光等
 - ロ 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水等
 - ハ 周辺機器の劣化、破損等
- (6) 付属部材等 次に掲げる項目
- イ 付属部材(装飾、振れ止め棒、鳥除けその他付属品)の腐食、破損等
 - ロ 避雷針の腐食、損傷等
- (7) その他知事が必要と認める箇所 知事が必要と認める項目
- 5 条例第 12 条の 3 第 1 項ただし書に規定する規則で定める広告物等は、次に掲げるものとする。
- (1) 条例第 5 条第 1 項各号に掲げる広告物等
 - (2) 第 9 条の 2 第 1 項各号に掲げる広告物等
- 6 条例第 12 条の 3 第 3 項の規定による標準点検の結果の提出は、安全点検報告書(様式第 6 号の 2)により行うものとする。
- 7 前項の報告書には、次に掲げるものを添付しなければならない。ただし、標準点検に係る広告物等が、面積が 1 平方メートルを超える電柱類広告である場合にあつては第一号に掲げるもの、面積が 1 平方メートル以内の電柱類広告である場合にあつては第 1

- 2 広告物等を所有し、又は占有する者が、屋外広告士等に、表示又は設置の日から起算して十年を経過していない広告物等を点検させる場合は、前項本文の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、目視による点検をもつて、同項本文の点検に代えることができる。ただし、目視による点検では十分でないとし事が認めるときは、この限りでない。
- 3 知事は、公衆に対する危害を防止するため特に必要であると認める場合には、広告物等を所有し、又は占有する者に対し、前二項の点検の結果の提出を求めることができる。

(除却義務等)

- 第 13 条** 広告物等を表示し、又は設置する者は、この条例の規定による許可の期間が満了したとき、第 15 条の規定により許可が取り消されたとき、又は広告物等の表示若しくは設置が必要でなくなつたときは、5 日以内に、当該広告物等を除却しなければならない。
- 第 6 条の規定によりなお従前の例によることとされる広告物等について、同条に規定する期間経過後、第 2 条から第 4 条までの規定により表示し、又は設置することができなくなつた場合においても、同様とする。
- 2 この条例の規定による許可に係る広告物等（規則で定めるものに限る。）を除却した者は、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

第 14 条 削除

号から第 3 号までに掲げるものの添付を省略することができる。

- (1) 標準点検の実施者が条例第 12 条の 3 第 1 項に規定する屋外広告士等であることを証する書面の写し
- (2) 標準点検後の広告物等の全景及び第四項に規定する広告物等の箇所ごとの状況を撮影したカラー写真
- (3) 標準点検の結果、公衆に対して危害を加えるおそれがある異常が認められた広告物等にあつては、当該異常のあつた箇所の修繕前及び修繕後を撮影したカラー写真

(目視点検)

第 9 条の 4 目視点検は、広告物等の表示又は設置後 3 年以内ごとに 1 回行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事由が生じたときは、目視点検を行わなければならない。

- (1) 暴風、豪雨、豪雪、地震その他の異常な自然現象を原因とする広告物等による公衆に対する危害を加えるおそれの発生（第 9 条の 3 第 2 項第 2 号に規定するときを除く。）
- (2) その他知事が必要と認める事由

3 前項の規定により目視点検を行つた場合における第 1 項の規定の適用については、同項中「広告物等の表示又は設置後」とあるのは「次項の規定による直近の点検後」とする。

4 前条第 4 項、第 6 項及び第 7 項の規定は、目視点検について準用する。

(工事完了届出等の必要な広告物等)

第 10 条 条例第 13 条第 2 項又は第 20 条第 4 項の規定による届出が必要な広告物等として規則で定めるものは、次に掲げる種類のものとする。

第 3 章 監督

(違反に対する措置)

- 第 7 条** 都道府県知事は、条例で定めるところにより、第 3 条から第 5 条までの規定に基づく条例に違反した広告物を表示し、若しくは当該条例に違反した掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。
- 2 都道府県知事は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者を過失がなくて確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、条例で定めるところにより、相当の期限を定め、これを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告しなければならない。
- 3 都道府県知事は、第 1 項の規定による措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）第 3 条から第 6 条までに定めるところに従い、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせ、その費用を義務者から徴収することができる。

(許可の取消し)

- 第 15 条** 知事は、この条例の規定による許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。
- (1) 第 8 条第 1 項又は第 9 条第 2 項の規定による許可の条件に違反したとき。
- (2) 第 9 条第 1 項の規定に違反したとき。
- (3) 次条第 1 項の規定による知事の命令に違反したとき。
- (4) 虚偽の申請その他不正の手段により許可を受けたとき。

(違反に対する措置)

- 第 16 条** 知事は、第 2 条から第 4 条まで、第 7 条、第 9 条第 1 項、第 12 条若しくは第 13 条第 1 項の規定に違反し、又は第 8 条第 1 項若しくは第 9 条第 2 項の規定による許可に付した条件に違反した広告物等については、当該広告物等を表示し、若しくは設置し、又はこれを管理する者に対し、当該表示若しくは設置の停止を命じ、又は 7 日以上を期限を定め、当該広告物等の除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。
- 2 知事は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物等を表示し、若しくは設置する者又はこれを管理する者を過失がなくて確知することができないときは、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、7 日以上を期間を定めて、その期限までにこれを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を告示するものとする。

(違反広告物である旨の表示)

- 第 17 条** 知事は、前条第 1 項の規定により広告物等の除却を命じた場合において、当該除却を命ぜられた者が、特段の理由がなく、当該除却に必要とされる相当の期間（除却すべき期限を定めて命じた場合においては、当該期限）を経過しても除却しないときは、当該広告物等に、規則で定めるところにより、この条例に違反する旨の表示をすることができる。

- (1) 固定広告物
- (2) 特殊装置広告物（アドバルーンを除く。）
- 2 前項各号の広告物等に係る届出は、屋外広告物工事完了（除却、滅失）届出書（様式第 7 号）により行うものとする。
- 3 第 3 条第 1 項の規定は、前項の届出について準用する。

（違反広告物である旨の表示）

第 11 条 条例第 17 条の規定による表示は、様式第 8 号による表示書を、当該広告物等にはり付けして行うものとする。

4 都道府県知事は、第3条から第5条までの規定に基づく条例（以下この項において「条例」という。）に違反した広告物又は掲出物件が、はり紙、はり札等（容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり札その他これに類する広告物をいう。以下この項において同じ。）、広告旗（容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗（これを支える台を含む。）をいう。以下この項において同じ。）又は立看板等（容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件（これらを支える台を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であるときは、その違反に係るはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を自ら除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に除却させることができる。ただし、はり紙にあつては第1号に、はり札等、広告旗又は立看板等にあつては次の各号のいずれにも該当する場合に限る。

(1) 条例で定める都道府県知事の許可を受けなければならない場合に明らかに該当すると認められるにもかかわらずその許可を受けないで表示され又は設置されているとき、条例に適用を除外する規定が定められている場合にあつては当該規定に明らかに該当しないと認められるにもかかわらず禁止された場所に表示され又は設置されているとき、その他条例に明らかに違反して表示され又は設置されていると認められるとき。

(2) 管理されずに放置されていることが明らかなき。

（除却した広告物等の保管、売却又は廃棄）

第8条 都道府県知事は、前条第2項又は第4項の規定により広告物又は掲出物件を除却し、又は除却させたときは、当該広告物又は掲出物件を保管しなければならない。ただし、除却し、又は除却させた広告物がはり紙である場合は、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の規定により広告物又は掲出物件を保管したときは、当該広告物又は掲出物件の所有者、占有者その他当該広告物又は掲出物件について権原を有する者（以下この条において「所有者等」という。）に対し当該広告物又は掲出物件を返還

（広告物等を保管した場合の公示事項）

第17条の2 法第8条第2項の条例で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 保管した広告物等の種類及び数量
- (2) 保管した広告物等が放置されていた場所及び当

法 律

するため、条例で定めるところにより、条例で定める事項を公示しなければならない。

3 都道府県知事は、第1項の規定により保管した広告物若しくは掲出物件が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による公示の日から次の各号に掲げる広告物若しくは掲出物件の区分に従い当該各号に定める期間を経過してもなお当該広告物若しくは掲出物件を返還することができない場合において、条例で定めるところにより評価した当該広告物若しくは掲出物件の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、条例で定めるところにより、当該広告物又は掲出物件を売却し、その売却した代金を保管することができる。

(1) 前条第4項の規定により除却された広告物 2日以上で条例で定める期間

(2) 特に貴重な広告物又は掲出物件 3月以上で条例で定める期間

(3) 前2号に掲げる広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件 2週間以上で条例で定める期間

4 都道府県知事は、前項に規定する広告物又は掲出物件の価額が著しく低い場合において、同項の規定による広告物又は掲出物件の売却につき買受人がないとき、又は売却しても買受人がないことが明らかで

条 例

該広告物等を除却した日時

(3) 保管を始めた日時及び保管の場所

(4) 前3号に掲げるもののほか、保管した広告物等を返還するため必要と認められる事項

(広告物等を保管した場合の公示方法等)

第17条の3 法第8条第2項の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 前条各号に掲げる事項を14日間（法第8条第3項第1号に規定する広告物にあつては、2日間）、規則で定める場所に掲示すること。

(2) 法第8条第3項第2号に規定する広告物等については、前号の期間が満了しても、なお当該広告物等の所有者、占有者その他当該広告物等について権原を有する者（第17条の7において「所有者等」という。）の氏名又は名称及び住所を知ることができないときは、当該公示の要旨を県公報に公告すること。

2 知事は、規則で定める様式による保管広告物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、これを閲覧させるものとする。

(広告物等の価額の評価の方法)

第17条の4 法第8条第3項の規定による広告物等の価額の評価は、取引の実例価格、使用の期間、損耗の程度その他当該広告物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、広告物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した広告物等を売却する場合の手続)

第17条の5 法第8条第3項の規定による保管した広告物等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない広告物等その他競争入札に付することが適当でない認められる広告物等については、随意契約により売却することができる。

2 前項に定めるもののほか、保管した広告物等の売却の手続に関し必要な事項は、規則で定める。

(公示の日から売却可能となるまでの期間)

第17条の6 法第8条第3項各号に規定する期間は、次の各号に掲げる広告物等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 法第7条第4項の規定により除却された広告物

(広告物等を保管した場合の公示の掲示場所)

第 11 条の 2 条例第 17 条の 3 第 1 項第 1 号の規則で定める場所は、広告物等を除却した場所を所管する土木事務所（土木事務所が地方合同庁舎にある場合にあっては、当該地方合同庁舎とする。以下同じ。）とする。

(保管広告物等一覧簿)

第 11 条の 3 条例第 17 条の 3 第 2 項の規則で定める保管広告物等一覧簿の様式は、様式第 8 号の 2 のとおりとする。

2 条例第 17 条の 3 第 2 項の規則で定める場所は、広告物等を除却した場所を所管する土木事務所とする。

(保管した広告物等を売却する場合の手続)

第 11 条の 4 条例第 17 条の 5 第 2 項の規定による売却の手続は、別に定めるもののほか、財務規則（昭和 39 年宮城県規則第 7 号）の例による。

法 律

あるときは、当該広告物又は掲出物件を廃棄することができる。

- 5 第3項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。
- 6 前条第2項及び第4項並びに第1項から第3項までに規定する広告物又は掲出物件の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該広告物又は掲出物件の返還を受けるべき広告物又は掲出物件の所有者等（前条第2項に規定する措置を命ずべき者を含む。）に負担させることができる。
- 7 第2項の規定による公示の日から起算して6月を経過してもなお第1項の規定により保管した広告物又は掲出物件（第3項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該広告物又は掲出物件の所有権は、当該広告物又は掲出物件を保管する都道府県に帰属する。

条 例

2日

(2) 特に貴重な広告物等 3月

(3) 前2号に掲げる広告物等以外の広告物等 2週間
(広告物等を返還する場合の手續)

第17条の7 知事は、保管した広告物等（法第8条第3項の規定により売却した代金を含む。）を所有者等に返還するときは、返還を受けようとする者に、その者が当該広告物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに行うものとする。

第18条 削除

(処分、手續等の効力の承継)

第19条 広告物等を表示し、若しくは設置する者又はこれを管理する者について変更があつた場合においては、この条例又はこの条例に基づく規則の規定により従前のこれらの者がした手續その他の行為は、新たにこれらの者となつた者がしたもののみならず、従前のこれらの者に対してした処分、手續その他の行為は、新たにこれらの者となつた者に対してしたものとみなす。

(管理者等の届出)

第20条 この条例の規定による許可を受けて広告物等を表示し、又は設置する者は、第12条の2第1項の規定によりこれを管理する者を置いたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。当該管理する者を変更したときも、同様とする。

2 この条例の規定による許可を受けて広告物等を表示し、又は設置する者に変更があつたときは、新たにこれらの者となつた者は、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

3 この条例の規定による許可を受けて広告物等を表示し、若しくは設置する者又はこれを管理する者が当該許可の申請又は前2項の届出に係る氏名若しくは名称又は住所若しくは事業所若しくは営業所の所在地を変更したときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

4 この条例の規定による許可を受けて広告物等（規則で定めるものに限る。）を表示し、若しくは設置する者又はこれを管理する者は、当該広告物等を表示し、若しくは設置するために必要な工事を完了したとき、又は当該広告物等が滅失したときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(広告物等の返還に係る受領書の様式)

第 11 条の 5 条例第 17 条の 7 の規則で定める受領書の様式は、様式第 8 号の 3 のとおりとする。

(管理者設置等の届出)

第 12 条 条例第 20 条第 1 項から第 3 項までの規定による届出は、屋外広告物管理者設置等届出書（様式第 9 号）により行うものとする。

2 前項の届出書のうち、条例第 20 条第 1 項の規定による届出（第 9 条の 2 第 2 項各号に掲げる広告物等に係るものに限る。）に係るものには、第 9 条の 2 第 3 項各号に定める者であることを証する書面の写しを添付しなければならない。

3 第 3 条第 1 項の規定は、第 1 項の届出について準用する。

(告示)

第 21 条 知事は、第 2 条から第 4 条までの規定による指定をし、又はこれらの指定の解除若しくは変更をするときは、その旨を告示しなければならない。

2 第 2 条から第 4 条までの規定による指定又はこれらの指定の解除若しくは変更は、前項の規定による告示によつてその効力を生ずる。

(広告物景観モデル地区)

第 21 条の 2 知事は、第 2 条又は第 4 条に掲げる地域のうち、良好な景観を形成するため特に必要であると認める区域を広告物景観モデル地区として指定することができる。

2 前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）は、指定の区域並びに指定の区域の広告物及び掲出物件に関する指針（以下「広告物景観指針」という。）を定めてするものとする。

3 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、指定の区域及び広告物景観指針の案（次項及び第 5 項において「指定案」という。）について、関係市町村の長の意見を聴かなければならない。

4 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、その旨を告示し、指定案を当該告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供しなければならない。

5 前項の規定による告示があつたときは、指定をしようとする区域内の住民及びその区域内において広告物等を表示し、若しくは設置する者若しくはこれを管理する者又はこれを所有し、若しくは占有する者は、同項の期間が経過する日までに、知事に指定案についての意見書を提出することができる。

6 知事は、指定をするときは、その旨を告示しなければならない。

7 指定は、前項の規定による告示によつてその効力を生ずる。

8 第 3 項から前項までの規定は、指定の解除及び変更について準用する。

(広告物景観指針)

第 21 条の 3 広告物景観指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 広告物景観モデル地区の広告物及び掲出物件に関する基本構想

(2) 広告物景観モデル地区の美観を維持するための

屋外広告物景観モデル地区の指定

- (1) 平成 6 年 12 月 26 日宮城県告示第 1342 号
(112 頁～113 頁 参照)
- (2) 平成 7 年 12 月 12 日宮城県告示第 1293 号
(114 頁～115 頁 参照)
- (3) 平成 8 年 11 月 29 日宮城県告示第 1417 号
(116 頁～118 頁 参照)

広告物及び掲出物件に関する基準

(3) 広告物景観モデル地区の景観と調和させるための
 広告物及び掲出物件に関する基準

(広告物美観維持基準及び広告物景観形成基準)

第21条の4 広告物景観モデル地区内において広告物等
 を表示し、若しくは設置する者若しくはこれを管理す
 る者又はこれを所有し、若しくは占有する者は、当該
 広告物等が当該広告物景観モデル地区に係る前条第
 二号に掲げる基準(以下「広告物美観維持基準」とい
 う。)及び同条第三号に掲げる基準(以下「広告物景観
 形成基準」という。)に適合するよう努めなければなら
 ない。

2 広告物景観モデル地区内における広告物等の表示又
 は設置に関し、第4条、第5条第3項又は第9条第1
 項の規定による許可をする場合の許可の基準は、第10
 条第1項の規定にかかわらず、当該広告物景観モデル
 地区の広告物美観維持基準とする。ただし、当該広告
 物景観モデル地区の指定前に第4条、第5条第3項又
 は第9条第1項の規定による許可をした広告物等の表
 示又は設置に関し、当該許可の更新をする場合は、こ
 の限りでない。

3 第10条第2項の規定は、前項本文の場合について準
 用する。

(広告物景観モデル地区における届出)

第21条の5 広告物景観モデル地区内において、広告物
 等を表示し、又は設置しようとする者及び広告物等
 を変更し、又は改造しようとする者は、この条例の規定
 による許可の申請をした場合及び規則で定める場合
 を除き、その旨を知事に届け出なければならない。

(広告物の表示者等に対する指導等)

第21条の6 知事は、広告物景観モデル地区内において
 表示され、又は設置される広告物等が当該広告物景観
 モデル地区の広告物美観維持基準又は広告物景観形
 成基準に適合せず、当該広告物景観モデル地区の良好
 な景観の形成に支障があると認めるときは、当該広告
 物等を表示し、若しくは設置する者若しくはこれを管
 理する者又はこれを所有し、若しくは占有する者に対
 し、必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。